

# 介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)に係る 対象年金種別の追加について

平成18年4月1日施行の改正介護保険法により、65歳以上の年金受給者に対し行っています介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)について、その対象となる年金種別に新たに障害にかかる年金、および遺族にかかる年金が追加されましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、この特別徴収の対象者につきましては、事前に各市区町村から直接その旨の通知がなされているところと思われませんが、対象となっているかどうかについては、共済組合または市区町村の介護保険担当課へお問い合わせください。

また、その他保険料等の詳細につきましては、各市区町村の介護保険担当課へお問い合わせください。

## 介護保険に加入する方 (40歳以上が加入します)

- ・第1号被保険者 65歳以上の方
- ・第2号被保険者 40歳以上64歳までの方

## 保険料を納める方法

- 第1号被保険者
- ・年金の支給額からの特別徴収
  - ・住所を有する市町村に直接納める普通徴収
- 第2号被保険者
- ・医療保険の保険料に上乗せして医療保険が徴収

## 年金の支給額からの特別徴収

65歳以上の方で、年金の支給額が年額18万円以上である場合、保険料はその年金の支給額から天引き(特別徴収)されます。なお、その年度の保険料の徴収は10月からとなります。

## 市町村職員共済組合の支給する年金で特別徴収の対象となる年金

(制度改正前の対象年金) 昭和61年3月31日までに受給権の発生した年金  
退職年金・減額退職年金・通算退職年金

(介護保険法の改正後の対象年金) 平成18年度から次の年金も特別徴収の対象になりました。

- ・障害年金・障害共済年金
- ・遺族年金・通算遺族年金・遺族共済年金

## 複数の年金を受給している方の特別徴収

特別徴収の対象となる年金を複数受給している方については、老齢基礎年金を第1順位とし、その後の順位は下記のとおり年金保険者および年金種別により優先順位が定められています。

### ①年金保険者による優先順位

順位	年金保険者
1	社会保険庁
2	国家公務員共済組合連合会
3	農林漁業団体職員共済組合
4	日本私立学校振興・共済事業団
5	地方公務員共済組合

### ②年金種別による優先順位

順位	年金種別
1	退職年金
2	減額退職年金
3	通算退職年金
4	障害共済組合
5	障害年金
6	遺族共済組合
7	遺族年金
8	通算遺族年金

※年途中で住所異動された場合や、年金額の改定により年額18万円未満となったことにより、年金からの特別徴収ができない場合には、住所を有する市区町村に個別に徴収(普通徴収)されることになります。